

PCB廃棄物の期限内処理に向けて

- 1 PCB廃棄物は、定められた期限までに必ず処分しなければなりません。
- 2 PCB廃棄物は、期限を過ぎると、事実上処分することができなくなります。

変圧器・コンデンサー等（高濃度）	終了（平成30年3月31日まで）
安定器・汚染物等（高濃度）	終了（令和3年3月31日まで）
低濃度PCB廃棄物	令和9年3月31日まで
- 3 該当する施設・設備がないか、確認をお願いいたします。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、燃えにくく絶縁性に優れた化学物質です。そのことから、変圧器やコンデンサーといった電気機器の絶縁油をはじめ、橋梁の防食塗装剤、感圧式複写紙など、幅広い分野で様々な用途に使われてきました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件(注)の発生を契機に、その毒性が社会問題化し、日本では昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止されています。

(注)カネミ油症事件

食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させた食中毒事件です。製造場所は福岡県北九州市小倉北区にありました。

症状は、吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。こうした症状が改善するには長い時間がかかり、現在も症状が続いている方々がいます。

PCBは、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や生物等を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり地球規模の環境汚染をもたらすものです。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出され、汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきました。

PCB処理の経緯と現状

日本では、既に製造されたPCB使用製品の処理として、民間主導で焼却処理施設の設置が試みられたものの操業には至らず、その処理体制の整備が著しく停滞、未処理のまま30年以上の長きにわたり保管し続けられた結果、約11,000台の変圧器・コンデンサー等が行方不明となり、環境汚染の進行が懸念される状況となりました。

その後、平成13年7月に制定されたPCB特別措置法に基づき、平成15年4月にPCB廃棄物処理基本計画が策定され、平成28年7月を期限とする処分（無害化）が始まりました。高濃度のPCB廃棄物は、100%政府出資の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JE

SCO) を活用して拠点的広域処理施設を整備、全国 5 カ所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道）の事業所に処理対象エリアを割当て、それぞれのエリアごとに処理を行うこととなりました。

加えて、低濃度のPCB廃棄物の焼却処理が、環境大臣認定の無害化処理施設及び都道府県市許可施設において平成 22 年に開始されました。

しかしながら、JESCOでの処理が想定よりも時間を要するものであったこと、これまでPCBを使用していないとされていた電気機器から微量のPCBが検出されPCB廃棄物の絶対量が増えたことなどにより、平成 24 年には計画的処理完了期限(注)が延長されることとなりました。JESCOの事業所でのPCB廃棄物の処理は、地元の理解と協力の下で進められてきたことであり、立地自治体と約束した期限を確実に達成するため、平成 28 年 8 月にはPCB特別措置法が改正され、新たに計画的処理完了期限の 1 年前の日を末日とする「処分期間」が設定されたところです。これにより、高濃度PCB廃棄物の実質的な処理期限が 1 年前倒しとなりました。

(注)計画的処理完了期限

PCB廃棄物処理基本計画により定められたもので、全国 5 カ所の拠点的広域処理施設（事業所）ごとに定められています。松江市内に保管場所があるPCB廃棄物は、「北九州」の事業所が指定されており、全国 5 カ所のうち、最も早く処理完了期限が到来しました。

また、平成 28 年 9 月には電気事業法が改正され、現在使用中の高濃度PCB含有電気工作物は、処分期間内に廃棄、処分することが義務づけられました。「廃棄」とは、使用を止め、廃棄物とすることをいいます。

松江市内で保管されているPCB廃棄物の処分期間は、特別措置法により以下の表のとおり定められています。

PCB廃棄物の区分		濃度	処分期間	計画的処理完了期限	処分場所
高濃度	大型変圧器、コンデンサー等	5,000mg/kg 超	終了しました (平成 30 年 3 月 31 日まで)	終了しました (平成 31 年 3 月 31 日)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO） 北九州事業所
	可燃性の汚染物等	100,000mg/kg 超	終了しました (令和 3 年 3 月 31 日まで)	終了しました (令和 4 年 3 月 31 日)	
	安定器、小型コンデンサー等	5,000mg/kg 超	終了しました (令和 3 年 3 月 31 日まで)	終了しました (令和 4 年 3 月 31 日)	

低濃度	可燃性の汚染物等	0.5mg/kg 超、 100,000mg/kg 以下	令和 9 年 3 月 31 日まで	—	無害化処理認定施設 又は 都道府県市許可施設
	上記以外	5,000mg/kg 以下			

※現在使用中のものであっても、この表の区分に従い処分することとなります。

PCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は、定められた期限までに必ず処分しなければなりません。処分期間を過ぎると、事実上処分することができなくなります。

PCBは、本来自然界には存在しない人工の化学物質です。その毒性を考えると、PCBによるこれ以上の環境汚染を防がなくてはなりません。将来にわたって健康を保護し、生活環境を保全していくため、今一度該当する施設・設備の徹底した確認をお願いいたします。

《ご注意ください》

◇銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり 大変危険です。必ず電気主任技術者等に依頼して確認してください。

◇製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏れいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。

◇漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物において、古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

《お問い合わせ先》

松江市環境対策課廃棄物規制係

住所：松江市学園南一丁目20番43番（環境センター）

TEL：0852-55-5671